

## 特例減額措置とは

課税層の方（住民税課税世帯や、同一世帯に属していない配偶者が課税の場合）は、介護保険施設等に入所した際の食費・居住費は原則として全額自己負担となります。ただし、一定の要件に該当する場合、申請により食費・居住費の一部について、特例的に減額が受けられます。

## 特例減額措置において食費・居住費が減額になるサービス

◇施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）

◇地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

※ショートステイは特例減額措置の対象外です。

## 特例減額措置の要件 ※以下の全てに当てはまる方が対象です

- ①属する世帯の構成員の数が2以上
- ②上記の介護保険の施設に入所・入院し、利用者負担第4段階の食事・居住費を負担している
- ③全ての世帯員及び配偶者について、「サービスを受けた日の属する年の前年（サービスを受けた日が1月～7月の場合は、前々年）の公的年金等の収入金額＋年金以外の合計所得金額（※1）」から、「施設の利用者負担額（※2）＋食費（※3）＋居住費（※3）の年間見込み額」（※4）を除いた額が80万円以下

※1：長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額とします。

※2：介護保険にかかる1～3割負担の費用を指します。高額介護サービス費が支給される見込みがある場合は、高額介護サービス費支給後の実負担額を計算に用います。

※3：食費・居住費は、第4段階（負担限度額認定を適用しない場合）の金額を計算に用います。

※4：本人以外に、上記の介護保険の施設に入所している世帯員及び配偶者がいる場合は、その方の利用者負担・食費・居住費も控除します。

- ④全ての世帯員及び配偶者について、現金・預貯金等の額が450万円以下
- ⑤全ての世帯員及び配偶者について、居住用の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外は所有していない
- ⑥全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

四万十町役場 高齢者支援課（0880-22-3900）